

---

# けいざい早わかり 2012年度第7号

## 日本の通商政策

---

### 【目次】

- Q1. EPAやFTAはどのようなものですか？ ..... p.1
- Q2. 日本のEPAへの取り組み状況はどうなっていますか？ ..... p.2
- Q3. TPPについて教えてください。 ..... p.3
- Q4. TPPに参加すると日本経済にはどのような影響が考えられますか？ ..... p.4
- Q5. 今後の通商政策の方向性について教えてください。 ..... p.5

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

調査部 中田 一良 ( [chosa-report@murc.jp](mailto:chosa-report@murc.jp) )

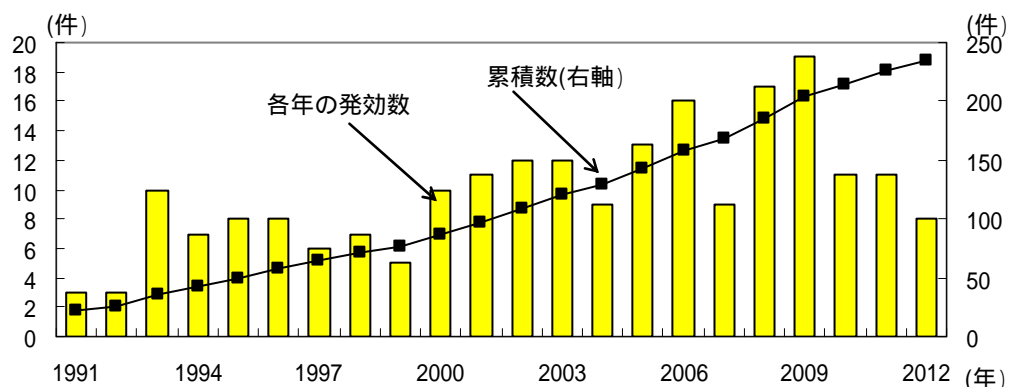
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

TEL: 03-6733-1070

Q1．EPAやFTAとはどういうものですか？

- ・EPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）は、二国間あるいは複数国間で関税を削減・撤廃することなどを通じて貿易や投資を活発化し、経済成長につなげようとするものです。財やサービスの貿易自由化を目指すFTAに対して、EPAは貿易自由化に加えて、投資や政府調達、知的財産など幅広い分野での経済連携を目指すものとされていますが、近年では両者の間にそれほど大きな差はなくなっているようです<sup>1</sup>。
- ・EPAやFTAは、特定の地域を対象とした貿易自由圏を形成するものであるため、世界全体での貿易自由化をめざすWTO（世界貿易機関）では例外的なものと扱われており、ある一定期間（一般的には10年）の間にその対象国間の実質上すべての貿易について関税や制限的な通商規則を撤廃することが求められています。
- ・世界における二国間あるいは複数国間の自由貿易協定の数の推移をみると、増加が続いており、特に2000年代は発効数が多かったことがわかります（図表1）。このように世界においてEPAやFTAの締結が増える中、たとえば、韓国は、2011年にEUと、2012年には米国とのFTAを発効させています。この結果、韓国ではFTAを締結している国との貿易額が貿易総額に占めるシェアは3割を超えるまで上昇しています。また、韓国は2012年に入り中国とのFTA交渉を開始するなど、FTAの締結に向けて積極的な姿勢を示しています。
- ・APEC（アジア太平洋協力）では、将来、域内における自由貿易圏（Free Trade Area of the Asia-Pacific、FTAAP）を創設する構想を持っています。そのベースとなるものとして、米国、オーストラリア、チリなどが参加して交渉が行われているTPP（環太平洋パートナーシップ）のほか、ASEAN、日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランドの合計16か国が参加するRCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership、東アジア地域包括的経済連携）があります。

図表1．世界におけるEPA / FTAの推移



(注)WTOに通報されているもので現在発効中のもの。2012年は10月4日までに発効したものを集計。

(出所)WTOデータベースをもとに作成

<sup>1</sup> 本稿では以下、日本が締結した協定はEPA、海外諸国が締結した協定はFTAと記述しています。

## Q2 . 日本のEPAへの取り組み状況はどうなっていますか？

- ・日本は、従来から重視してきたWTOにおける世界全体での貿易自由化がなかなか進まない中、2000年代に入ってからEPAの締結を進めてきました。日本にとって初めてのEPAの締結となった日シンガポールEPAから2012年3月に発効した日ペルーEPAまで、アジア諸国を中心に13のEPAを締結しています(図表2)。アジア以外の締結国の貿易シェアはそれほど大きくないことからEPAを締結している国との貿易額が貿易総額に占める比率であるEPAカバー率は19%程度にとどまっています。現在、オーストラリアやモンゴルなどとEPA交渉を行っているほか、コロンビア、カナダ、EUとはEPA交渉開始前の段階にあり、今後、EPA締結国が増加する可能性があります。
- ・日本のEPAは、財やサービスの貿易自由化にとどまらず、貿易円滑化、政府調達や人の移動など幅広い分野で締結国と連携を行うこととしています。ただし、貿易の自由化では、コメをはじめとする一部の農林水産品を貿易自由化の対象外としてきました。このため、発効後10年間に関税を撤廃する品目の割合である自由化率は、締結相手国と比べると低い場合も少なくありません。また、日本の自由化率は米国やEUなど他の先進国が締結しているFTAと比較しても低い傾向にあります。

図表2 . 日本のEPA

EPA締結相手国・地域	発効時期	貿易総額に占めるシェア(%)	自由化率(EPA後) 貿易額ベース(%)	
			日本 相手国	
シンガポール	2002年11月	2.1	日本 相手国	94.7 100
メキシコ	2005年4月	0.8	日本 相手国	86.8 98.4
マレーシア	2006年7月	2.9	日本 相手国	94.1 99.3
チリ	2007年9月	0.7	日本 相手国	90.5 99.8
タイ	2007年11月	3.7	日本 相手国	91.6 97.4
インドネシア	2008年7月	3.1	日本 相手国	93.2 89.7
ブルネイ	2008年7月	0.3	日本 相手国	99.99 99.9
ASEAN	2008年12月	14.8	日本	93.2
フィリピン	2008年12月	1.2	日本 相手国	91.6 96.6
スイス	2009年9月	1.0	日本 相手国	99.3 99.7
ベトナム	2009年10月	1.3	日本 相手国	94.9 87.7
インド	2011年8月	1.1	日本 相手国	97.5 90.3
ペルー	2012年3月	0.2	日本 相手国	99.7 99.9
合計		18.6		

(注1)貿易総額に占めるシェアは2011年のもので、合計はASEAN加盟個別国とASEAN全体との重複を除いて算出。

(注2)自由化率とは発効後10年間で無税にする割合

(注3)日ASEAN EPAのうちインドネシアとは未発効

(出所)財務省「貿易統計」、外務省「日本の経済連携協定(EPA)の現状と主要国・地域の取組状況」(平成24年3月)

### Q3 . TPPについて教えてください。

- ・ TPPは、もともとシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4か国の間で2006年に発効した経済連携協定です。2010年に米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムの4か国が交渉に参加し、さらに2011年にマレーシアが交渉に参加して9か国で交渉が行われてきました。TPPは、質の高い貿易自由化を目指しているほか、政府調達や投資、知的財産などの幅広い分野におけるルールづくりを目指しており、21世紀型の経済連携協定と呼ばれています。
- ・ TPPの交渉分野は物品市場アクセス(農業、繊維・衣料品、工業)のほか、サービス、貿易円滑化、投資、知的財産など21にわたります(図表3)。2012年中の妥結を目指して交渉が行われてきましたが、議論はまとまっておらず、交渉は今後も続けられることになっています。

図表3 . TPPの交渉分野

	交渉分野	概要
1	物品市場アクセス(農業、繊維・衣料品、工業)	物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。
2	原産地規則	関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。
3	貿易円滑化	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。
4	衛生植物検疫(SPS)	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。
5	貿易の技術的障害(TBT)	安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
6	貿易救済(セーフガード)	ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。
7	政府調達	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
8	知的財産	知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。
9	競争政策	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。
10	越境サービス	国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
11	一時的入国(人の移動)	貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。
12	金融サービス	金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。
13	電気通信	電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。
14	電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。
15	投資	内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。
16	環境	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
17	労働	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。
18	制度的事項	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。
19	紛争解決	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。
20	協力	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
21	分野横断的事項	複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

(出所)内閣官房「TPPをともに考える地域シンポジウム 説明資料」(平成24年3月)

ご利用に際しての留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。

- ・日本は2011年11月にTPPの交渉参加に向けた協議に入ることを表明しています。TPP交渉に参加するには交渉参加各国から了承を得る必要があります。日本は交渉参加国のうち6か国からは了承を得ており、今後、米国やオーストラリア、ニュージーランドから了承を得ることによって、交渉に参加できることとなります。日本と同時期に参加希望を表明したメキシコとカナダはすでに交渉参加各国から了承を得ており、次回の12月の会合から交渉に参加する見込みです。

#### Q4．TPPに参加すると日本経済にはどのような影響が考えられますか？

- ・TPPでは質の高い貿易自由化を目指しているため、日本がこれまで締結してきたEPAでは自由化の対象外としてきた農林水産品についても貿易自由化を求められる可能性が高いと考えられます。もちろん、貿易自由化の対象外とする品目を設けることを認められる可能性はありますが、その数は多くないでしょう。日本は、TPP交渉参加国である米国やオーストラリアから小麦や牛肉などの農産物を輸入しており、たとえば牛肉には38.5%の関税（暫定税率）がかけられています。農産品に課されている関税が削減あるいは撤廃された場合には、以前と比べると安い輸入品が国内で流通するようになります。海外産と比べると価格の高い国産の農産品の中には売れなくなるものが出てくるため、日本の農業生産額は減少すると考えられています。
- ・さらに、たとえばTPPでは交渉分野には競争政策が含まれており、海外企業が国内企業と同等の条件の下で競争ができるように制度や規制の見直しを求められる可能性があります。そうしたことによって海外企業の日本市場への参入が増えて、日本企業が苦しい立場に立たされることもあるかもしれません。
- ・TPPに参加した場合にはデメリットだけではなく、メリットもあります。関税の引き下げによって日本の輸出が増加すると期待できます。TPP交渉参加国の中には日本がすでにEPAを締結している国が多いうえに、EPAを締結していない先進国の関税率はすでに低くなっています。もっとも、たとえば米国はトラックに25%、オーストラリアは自動車に5%の輸入関税をそれぞれかけています。こうした関税が削減あるいは撤廃されると日本からの輸出が増えると考えられます。また、日本で農産品に対する関税が削減あるいは撤廃されれば、国内農業にとっては売上が減少して打撃を受ける一方、国内の消費者にとっては以前よりも安い価格で農産物を購入することができるようになるなど選択肢が広がります。さらには、投資に関する紛争処理手続きの整備などを通じて海外でのビジネス環境の改善が期待できるほか、貿易円滑化を通じて効率的なサプライチェーンの構築が可能となります。
- ・このようにTPPに参加した場合には、マイナスの影響を受ける業種もあればメリットを享受できる業種もあると考えられます。日本全体として考えた場合にはプラスの影響とマイナスの影響のどちらが大きいのでしょうか。内閣府の試算では、日本がTPPに

参加して関税を引き下げた場合、10年後のGDPが2.7兆円(0.54%)増加するという結果が得られています。この試算には、サービス分野の自由化や貿易円滑化などの効果は考慮されていませんので、そうした効果もあわせるとTPPのプラス効果はもっと大きなものになるという見方もあります。

- ・世界各国でFTAが活発に締結される中、TPPに参加しないことによって不利な立場に立たされる可能性があることにも留意する必要があります。たとえば、日本にとっての競争相手国がTPP交渉参加国とFTAを締結している場合を考えてみます。その競争相手国はTPP交渉参加国との貿易や投資を行う上で関税の削減や撤廃をはじめとするさまざまなメリットを享受することができます。日本がTPPに参加しない場合はそうしたメリットを享受することができず、競争相手国と比べると不利な条件の下で、TPP交渉参加国と貿易や投資を行わざるを得なくなる可能性があります。

Q5．今後の通商政策の方向性について教えてください。

- ・政府の『日本再生戦略』(2012年7月31日閣議決定)では、TPPについては、「交渉参加に向けた関係国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、国益の視点に立って」結論を得るとされています。また、EUとの経済連携については早期交渉開始を目指すとしています。今後、FTAAPの構築を含む経済連携を推進し、EPAカバー率を2015年度に30%程度、2020年度には80%程度まで引き上げることが目標とされています。
- ・日本がTPP交渉参加に向けた協議を開始して以降、日中韓FTAやRCEPといった自由貿易圏の創設に向けた動きが活発化しています。日中韓FTAは、2012年中に交渉を開始することで意見が一致しており、RCEPについては近いうちに交渉の開始が決定される可能性があります。
- ・特にRCEPは、経済規模はTPPと同程度ですが、人口規模が大きいという点に日本にとって最大の貿易国である中国が参加することから、貿易自由化の効果も大きくなると考えられます(図表4)。TPPとRCEPは互いに対立するものではないので、並行して交渉を進めることは可能です。日本がTPP交渉に参加することを決定し、TPPとRCEPが将来、締結されれば日本のEPAカバー率は60%以上に上昇します。そして、FTAAPが完成し、日EU EPAが締結されれば、EPAカバー率は80%を超えることとなり、『日本再生戦略』において目標とされている2020年度のEPAカバー率を達成できることとなります。
- ・今後もグローバル化がいつそう進展し、日本企業の海外での経済活動が盛んになると考えられます。そうした中、海外諸国との経済連携を推進する通商政策の重要性はますます高まると言えます。

図表４．RCEP等の人口と経済規模

	人口	経済規模(GDP)	日本の貿易総額 に占めるシェア
	億人	兆ドル	%
RCEP	33.9	20.0	47.5
TPP	6.6	20.7	26.4
FTAAP	27.7	39.0	70.3

(注) TPPには交渉参加が認められたメキシコとカナダを含んでいる。  
 (出所) IMF "International Financial Statistics"、ADB資料、  
 日本貿易振興機構ホームページ、財務省「貿易統計」より作成

お問合せ先 調査部 中田 一良  
 E-mail : [chosa-report@murc.jp](mailto:chosa-report@murc.jp)

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。